

HOTLINE

税理士法人 ユーマス会計

株式会社 ユーマス経営

今月の視点

相続登記は3年以内に！

被相続人、相続人ともに高齢化が進み、相続が短い期間に連続して起きることが、今後、常態化するものと思われます。

不動産の相続についても遺言や遺産分割協議により取得者を登記しないと、相続を重ねるうちに法定相続分で分割され、実質的な引き取り手はいなくなり、所有者不明土地となる原因となります。

数次にわたり相続がされている場合は、法定相続人がたくさんいて、代襲相続人を含め、遺産分割協議で取得者を決めることが難航することも予測されます。早めの遺言書作成や遺産分割協議で土地の帰属者を決める必要があります。

相続開始から3年以内に登記

令和3年の法律改正で、令和6年4月1日以降に相続が開始した場合は、不動産の取得を知った日から3年以内の相続登記が義務化されました。また、令和6年4月1日前に相続が開始して取得した不動産は、令和9年3月31日までの猶予期間に相続登記が必要になります。正当な理由なく相続登記しない場合は、10万円以下の過料が課される可能性があります。

相続人申告登記で過料を回避

遺産分割協議が難航し、3年以内の相続登記が見込めない場合、相続登記義務を履

行したものとみなす簡易な措置として「相続人申告登記制度」が、令和6年4月1日から開始されました。相続人は対象不動産を特定し、戸除籍謄本等を添付して、①所有権の登記名義人について相続が開始したこと、②自らが、その登記名義人の相続人であることを法務局の登記官に申し出ます。

なお、相続人申告登記をした後、遺産分割協議によって不動産を取得した場合は、遺産分割の日から3年以内に、遺産分割の内容に応じた相続登記が必要になります。

相続登記の登録免許税の免税措置

相続登記に伴う登録免許税については、令和7年3月31日までの登記について次の2つの免税措置があります。

(1) 相続により土地を取得した相続人が相続登記をしないで死亡した場合

相続人が相続により取得した土地の所有権移転登記を受ける前に死亡したときは、その死亡した相続人を登記名義人とする登記について、登録免許税は課されません。

(2) 不動産の価額が100万円以下の土地

土地の相続による所有権移転登記、表題部所有者の相続人が受ける所有権の保存登記について、登録免許税は課されません。



早めの相続対応が、これまで以上に大切です。

令和5年度 査察の概要

調査と査察の違いは？

法律的に税務調査は、質問調査権に基づく「任意」のものでされています。任意とはいえ、正当な理由なしに断った場合は所定の罰則が科せられることになっています。

査察については、税務職員は臨検・捜索・差押えができるとされており、こちらは「強制的な調査」と位置づけられています。

税理士業を営んでいれば、調査は比較的身近な存在ですが、査察となると非常事態です。2021年度の件数を見てみると、調査（法人税）は約41,000件、査察については116件ですから「悪質な脱税者と疑われる者に対して行う」という重みを感じられます。ただ、世間一般では混同されることもあり、お客様に「査察が来ました」と言われ驚き、よくよく聞いてみれば調査のことでほっとする、という経験をした税理士先生も居るかもしれません。

査察の概要紹介

国税庁は毎年、査察についての概要を公表しています。令和5年度の取組として、検察庁に告発した件数は101件、脱税総額（告発分）は89億円とのことです。

個別にどんな事案を告発しているのかも例示しており、消費税事案では高級腕時計のシリアルナンバーや不正入手したパスポートの写しを用いて書類を偽造し、架空の課税仕入れや輸出免税売上を計上していた

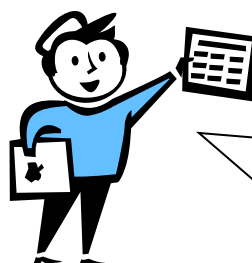
ものや、コンビニで販売していた免税商品について虚偽のパスポート情報を用い架空の輸出免税売上を計上していたものが紹介されています。

また、虚偽のコンサルティング契約書を使った所得隠し、脱税のための虚偽の経費を計上するスキームを節税と謳って、納税者に利用させた脱税請負人事案等も紹介されています。

脱税＝犯罪です

言うまでもなく、脱税は犯罪です。見つければ余計に税金を払うことになるばかりか、悪質だと判断されれば実刑判決が下されることもあります。

令和5年度中に一審判決のあった83件全てに有罪判決が言い渡され、9人に対しては実刑判決が下されています。



令和5年度中、実刑判決で最も重かったのは、査察事件単独で懲役4年、他の犯罪と併合されたもので懲役6年です。



問題社員・モンスター社員への対応(第4回/了)

【質問】

上司の指示を聞かず反抗的態度をとる、勤怠不良でやる気を感じないなどの問題社員が存在し、頭を抱えている。何とかして会社から追い出したいのだが、どうすればよいか。

【回答】

前回に引き続き今回も、問題社員・モンスター社員を排除する方向での対処法を解説します。

【解説】

問題社員・モンスター社員対応は個別具体性が要求されます。もっとも、ある程度の共通項を抽出することは可能ですので、前回触れた「改善努力を尽くす」ことの続きと、改善努力が功を奏さなかった場合の最終手段について解説を行います。

(※改善努力を尽くすの続き)

④降職を行う

役職者である場合、人事処分として降職(例えば部長から課長にする等)を行い、反省を促すことも重要となります。なお、可能であれば、問題社員・モンスター社員に対し、降職の決め手となった問題行動を具体的に指摘すると共に、何を改善すれば元の役職に復帰できるのかについても提示することが望ましいといえます。

ところで、降職ではなく資格等級を下げるといった対処法も考えられます。ただ、資格等級の引き下げは賃金の減額に連動すると考えられるため、資格等級引下げについて賃金規程等に根拠があるのか、問題行動と引下げの程度に合理性があるのか等を確認する必要があります。

⑤解雇以外の懲戒処分を行う

解雇はいわば死刑判決のようなものです。刑事裁判において、どんな極悪人でも簡単に死刑判決が出ないことと比較すれば、民事上の問題にすぎない解雇処分を行うことが、どれだけハードルが高いかご理解いただけるかと思います。問題社員・モンスター社員に改善の機会を付与したことを裏付けるのであれば、いきなり解雇ではなく、譴責、減給、出勤停止、降格といった軽めの処分から順番に実施し、それでもなお改善が見られない場合は最終手段として解雇処分とするといった手順を踏むことがポイントです。

(2)努力を尽くしても改善が認められない場合

前回と今回で解説したような改善努力を尽くしたものの、問題社員・モンスター社員の言動が改まらないという場合、いよいよ会社より排除するほかないという状況となります。

ただ、日本の解雇法制は、非常に会社・事業者に対して厳しく、なかなか裁判では解雇が正当であると認めてもらえないのが実情です。

したがって、不当解雇による紛争を回避するべく、まずは退職勧奨を実行するのが穏当と考えられます。

なお、退職勧奨は、あくまでも会社・事業者が問題社員・モンスター社員に対し、「退職してもらえませんか」という提案に過ぎず、問題社員・モンスター社員が断ってしまうと、協議決裂という効果しか生じません。無理に退職勧奨に応じさせようとすると、退職強要となってしまう、ハラスメント等と言われかねませんので注意が必要です。

さて、問題社員・モンスター社員が退職勧奨を拒絶した場合、会社・事業者としては最終手段として解雇を選択することになります。

解雇手続きには、予告解雇と即時解雇の2パターンが存在しますが、問題社員・モンスター社員が社内にいること自体が問題となりますので、30日分の解雇予告手当を支払ってでも即時解雇として処理することが穏当と考えられます。

また、解雇には普通解雇と懲戒解雇の2種類が存在しますが、懲戒解雇は普通解雇よりもより厳しい正当性が求められる傾向がありますので、普通解雇を選択したほうが無難と思われます。もっとも、就業規則によっては、懲戒解雇では退職金支払い義務なしと定められているのに対し、普通解雇では退職金支払い義務ありとなっていることもあります。この場合、あえて懲戒解雇を選択するということもあり得るかもしれません。

■補助金は誰でも申請できるのか？

さて、今回は各種補助金の基本的な対象者についてお話させていただきます。

「補助金は誰でも申請できるのか？」というご質問を受ける機会が多々ありますが、答えは残念ながらノーです。

基本的には会社規模での可否はないので、個人事業主でも、一人社長でも補助金の対象となりますが、業種によって申請できる企業とそうではない企業が存在します。

(補助金の申請ができない業種)

- ・介護事業者関係
- ・医療関係

上記2つの業種についてはほとんどのケースで補助金の対象外業種と位置づけられています。理由は、「公的制度からの二重受給」に該当してしまうためです。つまり、すでに医療保険や介護保険からの診療報酬や介護報酬を受け取っているため、そこに新たに補助金という公的資金を活用するのはだめですよという趣旨のルールになります。

このルールが適用になったのは、実は昨年10月頃からであり、まだまだ浸透していないのが現状です。そのため、ネットで調べてみても「介護事業者が活用できる補助金」という名目で間違った情報が散見されています。特に主要な補助金(経済産業省管轄の補助金)は軒並み対象外という扱いになってしまっているため、注意が必要です。

特に、専門家でもそのことを十分に把握しておらず、申請を支援しているケースも見受けられますので、注意していただければ幸いです。

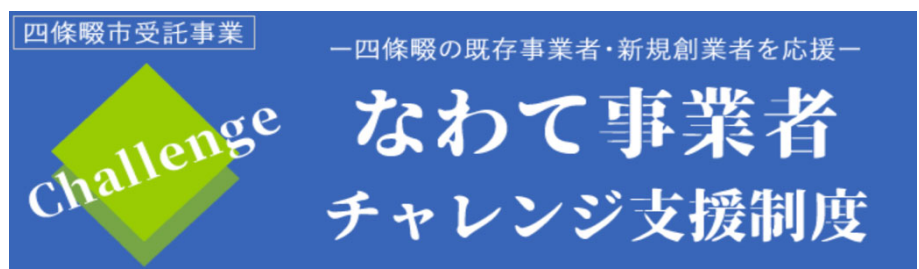
■四條畷市限定補助金「なわて事業者チャレンジ支援制度」

四條畷市の事業者様限定の補助金として、主に設備投資に対する補助を行う、「なわて事業者チャレンジ支援制度」をご紹介します。

この補助金は四條畷市の商工会議所が管轄しており、**設備投資に対して最大1,000万円(補助率1/2)の補助**を受けることができます。

申請期限は来年の5月31日まで(予算がなくなり次第終了)となっており、随時申請を受け付けているので、スケジュールリングのしやすい補助金となっています。

詳細についてもお気軽にご相談いただければ幸いです。



<http://www.nawate-sci.or.jp/nawatechallenge/index>